

「鎖国」の周辺

栗原 茂幸

はじめに

最近、「鎖国」「開国」をめぐる二種類の議論が盛んに行われるようになった。ひとつは、江戸時代の「鎖国」政策に關連するいわば歴史学プロバの議論である。もうひとつは、これを離れて、比喩として「鎖国」「開国」という用語を用いる議論である。特徴的なのは、前者では「鎖国」という分析用語が不適切であり、「海禁」「華夷秩序」に変更すべきであるとされるのに対し、後者では、「鎖国」「開国」がますますさまざまな場面で広範囲に活躍していることである。このふたつの現象は、後者が前者の原因となつておられる部分はあるものの、それぞれ独立した事象と考えられる。小稿はこれらふたつの議論を取り上げて、若干の考察を加えようとするものである。

(一)

一九九二年八月の朝日新聞論壇時評(上、八月三十一日、下、九月一日、夕刊)で、評者の高橋進は「選挙にしろユーゴ問題にしろ、日本での関心の低さは驚くべきものがある。特に日本と直接

関係ないと思われる世界の動きに対して、心理的鎖国状態がすでに芽生えているのであろうか(上)と危惧を表明し、「多文化主義が混迷し試練が続いている現状では、たしかに「鎖国」が心地よい現状を短期的には維持してくれるのかもしれない。しかし中・長期的にみて、多文化主義の受容とその革新という新たな挑戦も避けて通れない道なのではなからうか(下)と、現状を「急激な開国の試練」(「下」の見出し)ととらえている。

この議論内容の妥当性はともかく、二〇世紀末の日本の課題を「鎖国」「開国」という用語で行うという議論のたて方にひとつの衝撃があつたと思われる。たとえば、週刊『アエラ』一九九二年九月一五日号では「国際化一辺倒から風向き変わり心理的鎖国状態に」という見出しのもと、「鎖国とはそれにしても穏やかではないが」「この心理的鎖国の気分の背景にあるのは、不況下の社会全体を覆っている先行きへの不安感であることも疑いない」(八六頁)と解説されている。

ところで、こうした高橋の議論は目新しいものではない。次に取り上げるように、最近一〇年ぐらゐの間に行われてきた議論の延長上にある。ただ、高橋の議論は、「鎖国」に「心理的」とい

う形容をつけてその議論の幅を広げ、視界を一気に拡張させたところに衝撃の源泉があったといえる。

ほぼ七〇年代に次のように「鎖国」「開国」を主題とする著書が刊行されている。

宮崎繁樹『出入国管理——現代の鎖国——』

(三省堂新書、一九七〇年)

卷 正平『日本人の意識改造

——常識の鎖国から脱出のすすめ——』

小田 実『鎖国』の文字 (双葉社、一九七三年)

西尾幹一『新開国のすすめ——日本文化再生の条件——』 (講談社、一九七五年)

同 『鎖国の発音——現代日本の精神的諸相——』 (日本経済新聞社、一九七九年)

大崎正治『鎖国』の経済学 (PHP研究所、一九八一年)

——オルタナティブ・エコノミクスを求めて—— (JICC出版、一九八二年)

気付いたことをふたつ指摘したい。まず、これらの書物のなかで「鎖国」を肯定的に用いる例があることである。大崎の表題がそれで、「本書は、ますます関心をあつめつつあるエネルギー問題と食糧問題に対して、一つの視角——小国の論理、あるいは「鎖国」の論理とよんでもよい——から取り組んだ作業の産物である」(二頁)と表明する。「鎖国」肯定論の嚆矢といえよう。なお、西尾の『鎖国の発音』に「鎖国」とはいわば一つの比喩である(あとがき)ということわりがあり、こうした用法がまだ

めずらしかつた様子がうかがえる。

次に、西尾の『新開国のすすめ』は現在につながる議論といえる。そこには「歴史に例のないほど多数の日本人が海外に出かけ、日本製品が洪水のように世界各地の市場に進出していることは、必ずしも日本が「開国」していることの証拠にはなりません」(五頁)とあり、この延長上に八〇年代の石川好の議論を位置付けることができる。

石川の議論とは、『鎖国の感情を排す』(文芸春秋社、一九八五年)のことである。石川はいう。「日本人と日本の製品がこれほど「外国」に広く出回っている時代を、しかしそれでも、わたしは、日本人はいぜんとして鎖国感情から一歩も抜け出していないと感じている。わたしたちの国のモノや人間がこれほど世界に出向いても、わたしたちはいぜんとして「他者」に出会ってはいないと思うからである」(傍点原著者、以下同じ)(七三〜四頁)。そして、「他者」(外国)との交際、つまり、「開国」とは、そのような「外部世界」を引き受けることに他ならない」(七一頁)と説く。「鎖国している日本ではない」「すでに世界のGNPの一〇パーセント以上を産出している日本」において、「閉ざされた日本人の心理を謳歌する」現状のある部分に対して、それを「やがて鎖国の感情にとでも発展しそうな、ある気分であり、その鎖国感情をお互いに共有し合っているように思われるのである」(五〇〜一頁)と論じ切る石川の議論は、まさしく、高橋の議論の出発点としてよいであろう。

石川と高橋の間に、青木保『日本文化論』の変容(中央公論社、一九九〇年)がある。ここで青木は戦後の「日本文化論」を

四期に分けて考察し、その第四期を「特殊から普遍へ（一九八四）」と位置付けて、山崎正和『文化開国への挑戦』（中央公論社、一九八七年）を取り上げている。青木によれば、山崎の「文化開国」論は「日本国内で起こってきた反「国際化」論、あるいは「鎖国論」に対応」するもので、「何とか「開かれた」形で日本を国際社会の中に位置づけなければならないとする痛切な試みである」（一四二頁）とされる。

こうして「鎖国論」「開国論」が「日本文化論」の一部に組み入れられ、「鎖国論」の代表的な著書として、西尾幹二『戦略的鎖国論』文芸春秋社、一九八八年、対立する「開国論」としては、石川好『鎖国の感情を排す』文芸春秋社、一九八五年（一八八頁）があげられる。なお、西尾はその後『労働鎖国』のすすめ』（光文社、一九八九年）を著している。これは外国人労働者の受け入れをめぐる現代日本が直面している問題について、「開国か鎖国か」という問題のたて方でアプローチする、数多くある論考の一つの典型である。

このように比喻としての「鎖国」「開国」は、「開—鎖」という座標軸をもち、かつ、それを直截に表現する用語として、利用・応用範囲は広く、今後ますます活用される事態が予想される。これらの用語の出所は、あとで述べるように江戸時代のものであるが、しかしながら、上に取り上げた種々の著者・著書が、この言葉を使う際に「その場合のイメージの底にあるのも、やはり、近世の「鎖国」である」（『荒野泰典』『近世日本と東アジア』、東大出版会、一九八八、i頁）ということはできない。近世—江戸時代に言及することはあっても、そのイメージの底にあるのは、

〈開—鎖〉という社会的な座標軸である。

歴史学アロパーで「鎖国」という用語を避け、「海禁」「華夷秩序」に変更すべきであるという見解は荒野によって提唱され、かなり受け入れられていると思われる。その理由とされるのは、

「第一に、近世のすべての日本人が自分たちの体制を「鎖国」と呼んだわけではなかったということである」（i頁）。「鎖国」という言葉が一般化するのは明治維新以後のことで（これについてはあとで論じよう）、この言葉は「大衆化・通俗化」するなかで、「人・社会・国家のさまざまな局面での閉鎖性に対するレッテルとして使われることが多くなっている。「鎖国」という言葉が歴史の実態を離れてリアリティを失い、閉鎖的なイメージのみがひとり歩きしている。したがって、「分析の道具である歴史概念として不適當である」（ii頁）というのである（ただし、この根拠の前半部分についてはのちの論文では「留保」されている。荒野「海禁と鎖国」、荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史Ⅱ外交と戦争』、東大出版会、一九九二年、一九九頁）。「第二に、「鎖国」という言葉は、近世の対外関係の実態を正確に表現していないという」理由をあげ、朝尾直弘の業績（これについてもあとで論じよう）を評価しつつも、朝尾が「鎖国」という言葉を用いることに対して、「国を閉ざす」というイメージと国家が対外関係を積極的に編成していくというイメージの乖離は、依然として埋められていない」（iii頁）と批判する。

ここに特徴的に現われているのは、「国を閉ざす」「鎖国」という言葉のイメージを、「鎖」という語そのもの（語感）のレベルとそれとは相対的に区別される操作的な分析概念のレベルとに

二分して考えるという努力をそもそも放棄していることである。

荒野は「鎖国」ということばを「貝が殻に閉じこもったような語感をもつ」ものである(荒野泰典・石井正敏・村井章介「時期区分論『アジアのなかの日本史Iアジアと日本』、東大出版会、一九九二年、九頁)、と語そのもののレベルをおさえ、「鎖国は対象の表情を無視して、外在的におしつけられるレットルにすぎないが、それがレットルであるだけに、容易にはがすことのできないやっかいな代物なのである」(「海禁と鎖国」、二二四頁)と操作的なレベルを放棄する。たしかに、言葉の二つのレベルは区別しがたく相互に規定しあう関係にあるといえるので、分析概念としてまぎらわしい「鎖国」より、もっとふさわしい言葉を探し出して使いたいという意図は、そのかぎりでは正当といえよう。しかし、言葉における語感と操作性との区別と連関の問題はどの言葉にもあてはまり、「鎖国」以外の言葉でも決して免れることはできないと思われる。また、荒野が〈開鎖〉の座標軸の極において〈鎖〉をとらえ、「閉じこもった」イメージを自ら増幅した上でこれを否定するという手法を用いていることは賛成しがたい。近世であれ現代であれ歴史上のさまざまな時点における〈開鎖〉の具体相は、〈開鎖〉を両極とするこの座標軸上のどこかの点としてとらえるべきではなからうか。こうした理解に立てば、「江戸時代とは日本がはじめて世界史にとりこまれ、これに「鎖国」という形式で対応(開国)した時代である」という大石慎三郎の指摘(『江戸時代』、中公新書、一九七二年、v頁)や、「明治以前の時期にあっては、日本は「鎖国」という選択的「開国」によって朝貢貿易システムの中に位置を占めていた」とする浜下

武志の記述(『近代中国の国際的契機——朝貢貿易システムと近代アジア——』、東大出版会、一九九〇年、四四頁)は、〈開鎖〉を相対化して把握するものであり、「鎖国」II「国を閉ざす」というイメージを打ち破るものとしてすぐれたレトリックであるといえる。

「鎖国」という言葉は、「幕藩体制と等置される」——当然異論があつてよい——という歴史学プロパの分析用語であるとともに、「現代では開国の概念ともども超歴史的な用語として一般化されている」(田中彰『開国と倒幕』、集英社版『日本の歴史第一五巻』一九九二年、いずれも二二頁)のである。「鎖国」という言葉を回避しても、問題の解決にはならない。

(二)

次に、「鎖国」「開国」という言葉の周辺を論じよう。「鎖国」という言葉の出典は、現在ではよく知られていることであるが、元長崎通詞の志筑忠雄によるケンペルの著書の一部の翻訳、『鎖国論』(享和元、一八〇一年)である。したがって、「寛永の鎖国令」などという法令名は実在せず、当時は、「定」「寛」「條々」と呼んでいたにすぎない。あとでふれるように、明治の歴史家が分析用語として「寛永の鎖国令」と命名したのである。『鎖国論』のなかでは、一方で、「通常の事今猶は我長崎に移りて唐和蘭陀の交易あれば皇国といへども絶て外国通商なきにはあらず」(岸上操編『少年必読日本文庫第五篇』、博文館、一八九一年、一五頁)としつつ、他方で、「悉皆一切に国を鎖して全く異国人異国風を除くにあり是故を以て(ケイゼル)及び執政家等一決して永久

不易の法を立て日〔原文改行〕国当鎖閉（五四頁）と開鎖の具体相を書き記している。少なくとも「貝が殻に閉じこもったような語感」のみで「鎖国」を用いていないことは了解されるであらう。

また、『鎖国論』に「開国」が登場する。「厄祭祭並開国よりは又百年ばかり前にあり」（三五頁）、「当時の人懈怠にして其時及び開国以前の価値見聞せし所の事をも全く記せざりし」（四〇頁）の二箇所である。〈開鎖〉のワンセットの「開国」ではなく、中国の古典に典故のある「封じて諸侯とする」「国をはじめて立てる」という意味の「開国」である。「開国と鎖国は一对の言葉である」（河原宏「鎖国論の系譜」、早稲田大学理工学部一般教育人文社会科学研究会『人文社会科学研究第三〇号』、一九九〇年、三九頁）と無限定にいうわけにはいかなないのである。

「鎖国」「開国」がワンセットになる過程をたどると次のようにならう。

江戸時代のなかでは「鎖国」はあまり使われなかった。『鎖国論』も写本で出回り、小宮山昌秀、大田南畝、本多利明、松平定信、滝沢馬琴、横井小楠、勝海舟らが読んでいるのは確かだし（小堀桂一郎『鎖国の思想』、中公新書、一九七四年）、ケンペルの原本も三浦梅園『帰山録』（安永七、一七七八年）、本多利明『西城物語』（寛政一〇、一七九八年）、近藤守重『辺要分界図考』（文化元、一八〇四年）（近藤は『鎖国論』も知っていた。荒野「海禁と鎖国」、二二〇頁）、渡辺華山『缺古小記』（天保九、一八三八年）等と、流布していたにもかかわらず。かといって、この時期に「海禁概念の定着」（荒野「海禁と鎖国」、二〇九頁）がみ

られたという事もできないであらう。荒野は『徳川実紀』と会沢正志斎「新論」（文政八、一八二五年）中のわずか三つの用例により「定着」を論じているが、乱暴な議論といわざるをえない。

江戸時代に「鎖国」や「海禁」が言葉として「定着」しなかったのは、この両者のいずれを適切と考えるかはともかく、同時代人から名付けの必要性が自覚化されないまま、ある政策体系が「開港」時まで推移してきたことであらう。

「鎖国」でさえ使われなかったのだから、「開国」が使われなかったのは当然といえるかもしれない。一般に「オランダ国王の開国勧告」（弘化元、一八四四年）と呼ばれている文書には「開国」の文字はなく、「異国人を厳禁する法を弛め給ふべし」（日本近代思想大系「開国」、岩波書店、一九九一年、七頁）とあるのみである。「会沢の開国論」といわれる「時務策」（文久二、一八六二年）にも「開国」はない。ここでは「今時外国ト通好ハ巴ムコトヲ得ザル勢ナルベシ」（日本思想大系『水戸学』、岩波書店、一九七三年、三六三頁）と表現される。

幕末における条約交渉で談判され締結されたのは「鎖港」や「開港」であり、「鎖国」や「開国」ではなかった。このことは『徳川禁令考』や『幕末御触書集成』をみれば、一目瞭然である。この過程における数少ない「鎖国」の使用例は、嘉永二（一八四九）年の筒井政憲の「備置策」（藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究』、校倉書房、一九八七年、三七二頁）、井伊直弼の嘉永六（一八五三）年の「交易を許すの議につき上書」（荒野「海禁と鎖国」、二二二頁）、安政四（一八五七）年の海防係大目付の老中への上申書（ロナルド・トビ『近世日本の国家形成と外交』、創文

社、一九九〇年、二五頁)にある。

「鎖国」「開国」はこうした前史の上に、明治になって形成されたといえる。明治二(一八六九)年の公議所において「外国官問題」が取り上げられ(河原、前掲、四七頁)、「開国・鎖国の是非が問われ」たのが初期のものと思われるが、ここでは「開鎖論」「開港」「鎖港」(『明治文化全集第一巻憲政篇』、日本評論社、一九六九年、五一―二頁)とあり、言葉としては用いられていない。用例としては、福沢諭吉『学問のすすめ』(明治五(一八七二)年初編、から、明治七(一八七四)年一五編にある)が早い時期のものであろう。その福沢にしてもここで定着したものとは必ずしもいえず、『文明論之概略』(明治八、一八七五年)では、「文明国・半開の国・野蛮の国」の三分法との識別のためもあってか、「開国」は使われていない。その後、福沢は「開国論」(明治一六、一八八三年)、「開鎖論」(明治一七、一八八四年)を書いている。前者では「鎖国」はなく、後者で両方とも登場する。注目すべきは、後者において、「国既に開て他と共に文明の競争に出現したり」と「開国」の現状を前提として「何れの方が今の内外の風潮に適し実際に行はる可きや」として「鎖国と開国」の「策」をあげていることである。ここにおける「鎖国」とは「一切万事、彼れは彼れたり、我れは我れたりと大見識を定めて、我が欲する所の事を行ひ、我が向ふ所の道を直行して、左右を顧みざる事」(『福沢諭吉全集第九巻』、岩波書店、一九六〇年、四九〇頁)を意味している。福沢にとって「鎖国」「開国」は一回限りの現象ではない。福沢には「鎖国化」「開国化」を意味する社会学的な概念として把握するという視座が存在しており、こ

の用法は現在につながるものである。

明治一五(一八八二)年に刊行された田口卯吉『日本開化小史巻之六』では「鎖港」「開港」とある。また、藤田茂吉『文明東漸史』(明治一七、一八八四年)では「鎖国」「開国」とある。ほかに論究すべき論著があると思うが、とりあえず、ここでは明治一〇年代の後半という時点では「鎖国」「開国」はまだ定着していないとおきたい。

「一對の言葉」として定着するのは、明治二〇年代と考える。

島田三郎『開国始末』(明治二一、一八八八年)、史学会『稿本國史眼』(明治三三、一八九〇年)、勝海舟『開国起源』(明治一四、一八九一年)、福地源一郎『幕府衰亡論』(明治二五、一八九二年)、と明治二〇年代前半の諸著書に「鎖国」「開国」の用例が頻出する。これらを通じて広まり定着していったのではないかと思う。なお、「寛永鎖国令」の初出は『幕府衰亡論』ではなからうか(平凡社東洋文庫、一九六七年、一一頁)。この用法は大正中期にはすっかり定着しており、内田銀蔵『近世の日本』(大正七、一九一八年)に「世間で寛永の鎖国令ということを申しますが」とか「いわゆる寛永の鎖国によって」(『近世の日本・日本近世史』、平凡社東洋文庫、一九七五年、三六、三七頁)とあり、この時点ですでに、広く普及していることが前提されて論じられていることがわかる。

(三)

最後に、「鎖国」に替わるべきとされる「海禁」「華夷秩序」論を取り上げよう。

荒野の指摘のように、江戸時代において中国の「海禁」政策についての研究が進み、日本の「鎖国」もそれになぞらえて理解しようとする考えがあった。しかし、これは定着しなかった。その理由として一番大きいのは、幕府の対外政策を「海禁」としてあれ「鎖国」としてであれ、対象化してとらえようとすることが、即ち幕府に対する批判としてとらえられ、自由に行うことがむづかかった、ということであろう。この点「海禁」のようが、「批判」の意味合いはほとんどなく使いやすかったと思われるが、「海禁」下海通番の禁「が一般になじみがなく、また「鎖国」における「鎖」閉じる」と正反対に言葉のイメージ喚起力が乏しく、さらには中国の「総合法典」である「会典」に通曉するものしか理解できず、結局、普及しなかった。

幕末になり、条約交渉において「開港」を迫られ「鎖港」を談判するなかで、「海禁」ではなく「鎖国」が定着するのは無理のないことというべきであろう。荒野の説くように「海禁の否定は、それを支えてきた国際体系とアジア諸国の存在形態の否定に連動する」（『海禁と鎖国』、二二三頁）のではなく、旧来の「国際体系とアジア諸国の存在形態の否定」が「開国」として迫られる。たとえば、一八五六年の「ペリー提督意見書」で「これらの広大な領土が世界各国のものとして幅広く文明的な交流に対して開かれるべきなのは明らかである。開国は不可避的なものであるが、その重要な目的の実現は、あらゆる観点からみて公明正大な政策によらなければならない」（前掲、『開国』、一五〇六頁）とあるように、「開国」が「文明」として「公明正大な政策」により迫られるのである。「海禁」という用語の「否定」から「運動する」

ものではない。

では、「鎖国」を「海禁」に替えると内容上どのような変化が起るのだろうか。荒野の議論はこれを反対側から照明をあてるものである。即ち、「海禁から鎖国への転換」は「海禁の場合とその具体的な内容はまったく変わっていないにもかかわらず、呼称のみが変わっている」（『海禁と鎖国』、二二三頁）と説く。これは、荒野みずから両者の「具体的な内容はまったく変わっていない」ことを認めたことと理解するしかない。「海禁」という用語は目新しいが、その指す内容は従来「鎖国」と呼ばれていた体制とそれほど変わらないと思われる」（山本博文『寛永時代』、吉川弘文館、一九八九年、二二三頁）と指摘される所以である。また、「海禁（鎖国）体制」（鶴田啓『近世日本の四つの「口」』『アジアのなかの日本史Ⅱ』、二九七頁）なる用語法も登場している。

次に、「華夷秩序」論に関わる問題に論及しよう。荒野は「華夷意識」も用いているので、これにもふれたい（荒野は初期の論文では「華夷主義」も使っていたが、後には使わなくなっている）。荒野が「華夷意識」「華夷秩序」を使うのは「基本的に朝尾の見解を踏襲している」（荒野『国際認識と他民族観』『現代を生きたる歴史科学』、大月書店、一九八七年、五二頁）ということなので、まず、朝尾の見解を検討しよう。

朝尾は「鎖国制の成立」（『講座日本史四幕藩制社会』、東大出版会、一九七〇年）において、次のように述べている。

「国外のいかなる力も権威もかきることなく、（織豊・徳川権力が）大名領主権力の手で統一をなしたとげた事実は、一種の自主独立意識にもとづく日本型華夷意識をうみだす基盤と

なった。もともと、統一された世界としての天下思想が中国における華夷思想の基礎にあり、日本古代において中国を対等の国、朝鮮諸国を朝貢国とみる国際意識がすでに存在した（中村栄孝『日本と朝鮮』とすれば、「天下統一」が日本型華夷意識の再生・強化の基盤をなしたのも、ゆえないことではなかった）（八〇～一頁）

ここから「日本型華夷意識」が生まれた。みられるごとく、古代日本の「朝鮮諸国を朝貢国とみる国際意識」の「再生・強化」として、日本型華夷意識はある。さらに、朝尾はいう。

「日本型華夷意識にもとづく主権者の権威を、きずつけることなく保持することができた。（原文改行）こうして、幕藩制国家は、朝鮮との関係を主軸に、虚構の琉球国との関係を副軸に、東アジアにおいて自己を中心とした「国際」秩序を設定し、国内で樹立した権威の「国際」的確認を得ることに成功した」（八六頁）

日本型華夷意識をもとに「国際」秩序を設定し、たととして、ここに「日本型華夷秩序」という概念が成立する。ただし、朝尾がこの用語を「導入」（『荒野』『近代日本と東アジア』、Ⅲ頁）したのではなく、荒野自身である。そして、たとえば「華夷意識」あるいは「華夷秩序」が、ほぼ前近代の東アジア諸国に共通する国家意識の類型である（同上、Ⅴ頁）、のように用いる。この用法は、「固有の華夷意識・秩序」「独自の華夷秩序・意識」（藤田、前掲、一九〇頁、三六二頁）というように伝播している。

問題点をふたつ指摘したい。まず、日本型華夷意識にもとづいて日本型華夷秩序があるとすれば、朝鮮を「朝貢国」とする

「秩序」がなければならぬはずである。そんな現実がはたして近世Ⅱ江戸時代にあったのだろうか、という問題がある。次に、「華夷意識」あるいは「華夷秩序」と、「意識」と「秩序」を同一のものとしているが、はたして両者は交換可能な概念なのだろうか、という問題である。前者は「事実」をめぐる問題であり、後者は「分析概念」をめぐるものである。

まず、前者から取り上げよう。朝尾は江戸時代の朝鮮を「朝貢国」と理解していたのであろうか。どうも判然としない。その後には書かれた「鎖国」（小学館版『日本の歴史第一七巻』、一九七五年）でも、「幕府にとっては、東アジアにおいて明の冊封体制の傘からはみだした、鎖国の結果いまは虚構となり、幻想と化しつつある、小さな「国際」秩序」（二五二頁）と述べており、一面さきの議論を継承しているようで、他面では「日本型華夷意識」は用いないという不整合・曖昧さを示している。日本型華夷意識の延長上に「国際」秩序を設定したことが、不整合の原因であると考える。なお、朝尾は「朝貢国」という言葉を用いていない。

たしかに、古代に淵源をもち、近世で「再生・強化」された日本型華夷意識があった。私自身も「徳川光圀の政治思想」（『東京都立大学法学会雑誌』第一八巻第一・二合併号、一九七八年）において「日本の（日本型としてもよい）華夷思想」（傍点、栗原）として論究したところである。しかし、これを体现する「秩序」がそのままあったとすることはできない。ここに「意識（思想でも同じ）」と「秩序」の断層が、観念と制度との違いとして顕在化する。当然のことながら、両概念は峻別すべきであり、できる。思わず第二の問題点に踏み込んでしまった。もとに戻そう。

荒野は「日本型華夷秩序」を朝鮮・琉球・オランダ・中国・アイヌとの対外関係をとおして論証しようとする。朝鮮が要の位置にあると思われるので、主にこれを取り上げる。

「日朝関係は、客観的には、足利義満以来「交隣」対等の関係であった」としつつも、「朝鮮通信使は「入貢」もしくはそれに近いニュアンスをもつ使節として、定着することになった」（一〇頁）とする。「交隣」と「入貢」は両立するのであろうか。荒野の記述は「入貢」の「ニュアンス」をもたせたものが多いように思われる。

① 「幕藩制国家は一六三〇年代に、明からの自立と朝鮮・琉球・中国人・オランダ人・アイヌの服属を内容とする華夷秩序を成立させた」（五七頁）

② 「朝鮮国王と徳川將軍は対等（敵礼）でありながら、將軍の上に天皇を置くことによって幕藩制国家全体としては朝鮮の上位に立つことになった」（五七頁）

③ 「徳川政権は、〔中略〕朝鮮を必ずしも対等な「交隣」・「通信」の相手とみていたわけではなく、むしろ朝鮮通信使の来日をもって「御礼」もしくは「入貢」とみなしていたふしが濃厚である」（二四頁）

④ 「〔柳川一件〕後の正規の通信使の来日によって、はじめて幕府の望むようなかたちでの日朝関係が設定できたのでした。しかし、そのことは、朝鮮側の日本にたいする意識〔「入貢」という意識はまったくないということ〕にはほとんどかわりがないことでした。〔中略〕つまり、「柳川一件」後も日朝相互の意識のくいちがいは基本的には是正されなかったわけです」

〔近世の日朝関係〕『日朝関係を考える』、青木書店、一九八九年、一一四頁

こうして、①④と並べてみると、①は総括的な規定、②はその対朝鮮部分、③は朝鮮通信使に対する徳川政権の見方、④は日朝相互の意識のくいちがいが、とまとめられよう。③はともかく④のもとで、どうして①②が成り立つのか。④の「幕府の望むようなかたちでの日朝関係」とは、將軍の対外的称号を大君とし日本側は日本の年号を用いることで論議が落着いたことである。しかしながら、このことが朝鮮を夷狄とすることにつながるわけではない、通信使（日本側の記録では「信使」「聘使」と書かれることが多いようだ。なお、「通信」を「よしみを通わず、信頼関係を深めあう」「信を通じる、よしみを通じる」（『朝鮮通信使と日本人』、学生社、一九九二年、前者・李進熙、一四頁、後者・田中健夫、一八〇頁）とする解釈もあるが、「信使」はやはり「つかひ、使節」の意味であろう）は、「たてまえ」（『荒野』近世の日朝関係、一一五頁）のうえであれ「対等・交隣の関係を」「象徴する外交行事」（同上）であったのである。「日本では朝鮮を「戎国」とみる意識、朝鮮通信使を「入貢」と位置づける見方が、是正されないまま温存されるわけ」（同上）だが、こうした「意識」や「見方」でもって「たてまえ」（『制度』を葬り去り朝鮮を「服属」したとする荒野の議論は、「意識」と「秩序」を區別せず、「意識」でもって「秩序」（『制度』を規定するというさきの第二の問題点に関わる誤りを犯している。また、この議論は結果として、荒野のいう「意識」や「見方」を「温存」・強化するものではなからうか。さらに、②は「將軍の上に天皇を置く」

とするが、天皇は「上」に置かれていたのであろうか。徳川政権の「尊嚴的部分」(バジヨット)として、政権によりその「脇」や「背後」に置かれていたことはあっても、「上」にはなかったと考える。ただ、徳川氏が「征夷大將軍」の位にあったことから、政権の内外から「大政 委任」論や「名目的君主」論が出てくる余地はあった。つまり、曖昧さがあったということであり、將軍も天皇も、その存在・規定に対して曖昧さを残している。その意味では、天皇を「上」に置くということを現実化する契機は、体制内部に潜在していたといえる。

次に、第二の問題点について述べるのだが、すでに二箇所で見られているので、簡単に論及する。「秩序」とは「集団や社会において、決定の仕方や命令と服従についての上下関係の制度が成員全体を一義的に拘束しているときに生れる集団生活の型をさす」(『現代政治学小辞典』、有斐閣、一九七八年)。朝鮮を「夷」とする「制度」や、朝鮮をも「一義的に拘束」する「決定の仕方や命令と服従の上下関係」が存在したのであろうか。「意識」は存在しても「秩序」は存在しないのである(栗原、前掲、六二二頁)。また、「日本・中国・朝鮮の国家が、それぞれに「華夷秩序」を設定し、相互に折りあいをつけ」(荒野『近世日本と東アジア』、xi頁)とするのはおかしい。「折りあい」をつけたあとに相互を拘束する「秩序」ができるのであり、逆立ちした議論といわなければならぬ。なお、荒野以外にも、「日本型華夷秩序」を主張する議論がある。藤井譲治は『江戸開幕』(集英社版『日本の歴史第二二巻』、一九九二年)で次のようにいう。「日本は、自己を中心とした国際秩序を作り上げていく。それは、一面ではきわ

めて観念的なものであり、日本を「華」とし、朝鮮通信使・琉球の慶賀使・オランダ商館長の江戸参府などを通じて、それらを「夷」とするものであった」(一四頁)。「朝鮮は「戎国」であり、日本より「二等下」の国として位置づけられ、通信使は日本への朝貢と隷属として演出された」(三三〇頁)。「しかし、この秩序は、朝鮮を日本が「一等下」の国と見なしていたように、相互の地位を確認しあったものではなく、日本が自己中心的に作り上げた、かなり観念的なものであったことを見落としてはならない」(三二二頁)とする。「きわめて観念的」とするところが若干の違いはあるが、荒野と同様の議論としてよいであろう。

また、ロナルド・トビは「日本と朝鮮とが対等の関係である」(前掲、一四五頁)とし、かつ、「日本型華夷秩序の確立」(七八頁)を説き、次のように議論をまとめる。「幕府は(少なくとも外見上は)、日本だけが決定する国際関係の基準を受け入れる国とだけ外交関係を持つことを選び、幕府を頂点とする外交儀礼上の序列を構築し、日本の優越を認めようとしない中国とは外交を断絶し、さらに日本を中心として朝鮮、琉球、オランダ、中国という序列を樹立した。こうした一連の施策によって幕府は日本中心的な華夷秩序が存在するような環境を作りあげたのである」(二七九頁)。トビの主張は前後で矛盾するが、結局、「日本型華夷秩序」は存在しないであろうか。

朝鮮以外でも、「日本型華夷秩序」の反証をあげなければならぬのだが、それは別稿で論ずることにしたい。

(くりはら しげゆき・日本政治思想史)